

届出人	住 所			
	氏 名 (大・昭・平 年 月 日生)			
	電話番号 ※昼間連絡のつくもの			
①転出者全員の 氏名とフリガナ ②個人番号カードの有無	1	カードの有無 有・無	2	カードの有無 有・無
	3	カードの有無 有・無	4	カードの有無 有・無
	5	カードの有無 有・無	6	カードの有無 有・無
異動日	令和 年 月 日			
いままでの 住所・世帯主	茂木町大字 アパート・マンション名等			世帯主
これからの 住所・世帯主	アパート・マンション名等			世帯主
世帯主が 転出する場合	茂木町に残る方の中から新しい世帯主になる方を右にご記入ください。なお、全員が転出する場合は記入の必要はありません。 【!】新しく世帯主になる方にその旨よくご説明ください。			世帯主

同封するもの

①転出届（郵送用）
この用紙に必要事項をすべて記入してください。特に、昼間連絡の付く電話番号は必ずご記入ください。

②返信用封筒（カード有の方は不要）
切手(定形/110円以上、定形外/140円以上)をはり、届出人の住所と氏名をはっきり記入してください。

③本人確認書類の写し
運転免許証、個人番号カードなど公的機関で発行されているもの。氏名・生年月日のほかに、住所が記載されている箇所のコピーが必要です。

④茂木町に返却するもの
印鑑登録証、国民健康保険証など
※届出人と転出者が異なる場合は別途**委任状**が必要になります。

個人番号カード・住基カードをお持ちの方へ

- 各種カードの有効期限をご確認ください。有効期限切れのカードでは、カードを用いた転出はできません。
- カードがある方は、**転入届の際に必ず持参**してください。また、転入者全員分の4桁の暗証番号を入力する必要があります。詳しくは、新しい住所地の役所にお問い合わせください。
- カードを使った転出の場合、転出証明書は発行されません。そのため、「同封するもの」の②返信用封筒は不要になります。
- 転出の手続きが終わり次第、茂木町役場住民課住民係(0285-63-5624)から電話でご連絡しますので、昼間につながる電話番号を必ずご記入ください。

転出(住所異動)に伴い、以下のことについて窓口でのお手続きが必要になる場合があります。内容をご確認のうえ、ご自身に該当するものがありましたらお手続きをお願いいたします。

国民年金	後期高齢者医療制度
児童手当	児童扶養手当・特別児童扶養手当
保育園	医療費助成
特別障害者手当・障害児福祉手当	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療受給者証	原動機付自転車(125cc以下)
介護保険(65才以上又は要介護認定)	ケーブルテレビ
町営水道	

※各担当部署の電話番号は別紙「転出される方へ」に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

【送付先】

〒321-3598 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地
茂木町役場住民課住民係

ご記入いただいた個人情報につきましては、これ以外の目的には使用いたしません。基本的人権またはプライバシーの侵害につながる恐れがある場合にはお手続きできません。